

1. 皆さんこんばんは。岩本です。共謀罪について国会で実質審議が始まりました。先日、床屋に行きました。代わり映えしなくてすみません。それはさておき、行きつけの床屋のマスターが、共謀罪についていたく心配しておりました。「床屋政談」という言葉があるように、床屋のマスターは、お客さんの髪を切りながら、お客さんの話に合わせて、政治だけでなく、噂話のたぐいのいい加減な話をいろいろします。それが怖いと言うのです。
2. 確かに、床屋での噂話に共謀罪が適用されるおそれがあります。お客さんの1人が、「今年の競馬の皐月賞レースで万馬券を当てた」と、床屋のマスターに話したとします。マスターも話を合わせ、「それは羨ましい。私も、おこぼれに預かりたいですね」と言ったとします。その話を別な競馬好きのお客さんに話したところ、「そんなあぶく銭、半分ぐらい頂戴しても罰は当たらないな」と笑いながら、マスターと話したとします。2人にとっては、それはまったくの冗談話にすぎませんでした。
3. その日、もう1人お客さんが来ました。同じ話をしたところ、「よし、俺もその話に乗った」と言ったとします。実は、彼はマジでした。会社の資金繰りがつかずに切羽詰まった状況にあったからです。そのお客さんは、床屋のなじみ客の何人かを頭に浮かべて、住んでいるあたりをぶらぶらと様子見に行ったとします。これが、強盗の準備行為と見なされたならば、床屋のマスターともう1人のお客さんと合わせて、共謀罪で挙げられるかもしれません。
4. 共謀罪の恐ろしさは次の点にあります。第1に、万馬券を当てたというお客さんの話が、単なるほら話であったとしても、そのことは、共謀罪の成立の妨げとはなりません。他人の生命や身体、財産に対する具体的な危険があろうがなかろうが、「計画」があれば、共謀罪が成立するからです。第2に、共謀罪で捕まった2人のお客さんとマスターが、集まって計画を練る必要もありません。2人のお客さんが顔見知りである必要すらありません。共謀罪はもともと、マフィアのような犯罪組織を取り締まるためのものです。マフィアのボスと幹部が、麻薬の密売の計画を練って、末端の構成員に別々に指示を与えたとします。警察としては、いちいち末端の密売人を挙げて、モグラ叩きと一緒にできりがありません。しかし、共謀罪があれば、計画段階、あるいは1人の密売人がドジを踏んだ段階で、計画に加わった者を「一網打尽」にすることができます。そこに、共謀罪のうまみがあるのです。計画に加わった者同士が顔見知りである必要はまったくありません。第3に、お客さんの1人が捕まれば、その供述によって、他の者が芋ずる式に捕まることになります。捕まった者が「強盗の計画があった」と言えば、マスターともう1人のお客さんが、「そんな計画はなかった、ただの冗談だった」と言っても、内心のことであるため、その立証は容易ではありません。これも、安倍首相の言葉を借りれば、「悪魔の証明」の一種でしょう。
5. このように共謀罪は、犯罪者でないものを犯罪者に仕立て上げるために濫用される可能性がき

わめて高い。近代の刑法は社会に対して、できるかぎり犯罪者を作らない、という謙抑的な姿勢で臨んでいます。だからこそ、犯罪の実行行為があってから、その罪を犯した者を処罰することを原則としているのです。共謀罪は、近代の刑法の考え方を根本から変えてしまいます。この悪法の成立を何としても阻止しなければなりません。ともに頑張りましょう。本日は、どうもありがとうございました。